

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第8章 [略] 第9章 [略](第169条) 付則 (宿所又は連絡所の届出) 第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも<u>また</u>同様とする。 (会期中の閉会) 第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (会議時間) 第9条 [略] 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 3 会議の開始は、<u>号鈴</u>で報ずる。 (休会) 第10条 <u>市の休日</u>は、休会とする。 2～4 [略] (会議の開閉) 第11条 <u>開議</u>、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。	目次 第1章～第8章 [略] 第9章 [略](第169条—第171条) 付則 (宿所又は連絡所の届出) 第3条 議員は、<u>住所</u>とは別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、<u>また</u>同様とする。 (会期中の閉会) 第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (会議時間) 第9条 [略] 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u> 4 会議の開始は、<u>ブザー</u>で報ずる。 (休会) 第10条 <u>那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条第1項に規定する本市の休日</u>は、休会とする。 2～4 [略] (会議の開閉) 第11条 <u>会議の開議</u>、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に文書又は口頭をもって行う。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議長が会議の開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 会議の開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が法第113条の規定による定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議の会議中において、定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議の会議中において、定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場又は会派控室に現在する議員又は議員の住所(住所とは別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に文書又は口頭をもって行う。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前におい

2 議員が提出した事件及び動議につき、前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票

ては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき、前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票

の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 [略]

2～3 [略]

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第141条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 [略]

3 第1項における提出者の説明及び委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待つて議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 [略]

2～3 [略]

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による交付に関し必要な事項は、議長が定める。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第141条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 [略]

3 第1項における提出者の説明及び委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待つて議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 [略]

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。

4 [略]

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わつたとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わつたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 [略]

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 [略]

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(議事の継続)

第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

(指定者以外の者の退場)

第48条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(発言の許可)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後にしなければならない。

2 [略]

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。

4 [略]

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わつたとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わつたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 [略]

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 [略]

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(議事の継続)

第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

(指定者以外の者の退場)

第48条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(発言の許可)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後にしなければならない。

(発言の通告及び順序)

第51条 [略]

2～3 [略]

4 発言の通告をした者が欠席したとき又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わつた後でなければ発言を求めることができない。

2～3 [略]

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わつた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たつては、自己の意見を述べることができない。

(発言時間の制限)

第57条 [略]

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮つて決める。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(発言の通告及び順序)

第51条 [略]

2～3 [略]

4 発言の通告をした者が欠席したとき又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わつた後でなければ発言を求めることができない。

2～3 [略]

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わつた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たつては、自己の意見を述べることができない。

(発言時間の制限)

第57条 [略]

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮つて決める。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 [略]

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(準用規定)

第64条 質問については、第56条(質疑の回数)及び第60条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。

4 電子表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 [略]

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 [略]

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(準用規定)

第64条 質問については、第56条及び第60条の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決を採ることができる。

4 電子表決システムにより表決を採るときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 [略]

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場

合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 [略]

(会議録の記載事項)

第85条 [略]

2 議事は、速記法によって速記する。

合には、第27条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 [略]

(会議録の記載事項)

第85条 [略]

2 議事は、速記による方法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配布
(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)第15条の2第3項に規定する委員を含む。

(一括議題)

第96条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(審査順序)

第98条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(先決動議の表決順序)

第99条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)第15条の2第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

(一括議題)

第96条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(審査順序)

第98条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(先決動議の表決順序)

第99条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を

用いしないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(議事の継続)

第107条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(委員会報告書)

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(指定者以外の者の退場)

第112条 秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(発言の許可)

第114条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第116条 発言はすべて、簡明かつ那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号。以下「条例」という。)及び那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号)の規定の趣旨にのっとりしたものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 [略]

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

用いしないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(議事の継続)

第107条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(委員会報告書)

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(指定者以外の者の退場)

第112条 秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(発言の許可)

第114条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は全て、簡明かつ那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号。以下「条例」という。)及び那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号)の規定の趣旨にのっとりしたものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 [略]

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員という」。)に対し、その出席を

- 2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。
- 3 前2項の場合において、那覇市議会委員会条例第15条の2第1項の規定により、オンラインによる方法(同条第1項に規定するオンラインによる方法をいう。以下同じ。)で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(委員長の発言)

第118条 [略]

(答弁書の朗読)

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第131条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手

求めて説明又は意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。
- 3 前2項の場合において、那覇市議会委員会条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

- 4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第118条 [略]

- 2 那覇市議会委員会条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(答弁書の配布)

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手

させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、<u>記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</u> 3 第1項及び第137条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、<u>電子表決システムにより表決をとることができる。</u> 4 [略] (投票による表決) 第132条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、<u>記名又は無記名の投票で表決をとる。</u> 2 [略] (選挙規定の準用) 第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。</u> (簡易表決) 第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、<u>起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。</u> (表決の順序) 第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる。</u>ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を	させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、<u>記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</u> 3 第1項及び第137条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、<u>電子表決システムにより表決を採ることができる。</u> 4 [略] (投票による表決) 第132条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、<u>記名又は無記名の投票で表決を採る。</u> 2 [略] (選挙規定の準用) 第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第28条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで及び第32条第1項の規定を準用する。</u> (簡易表決) 第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、<u>起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。</u> (表決の順序) 第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る。</u>ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を
--	--

用いないで会議に<u>諮って</u>決める。 2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。 (請願書の記載事項等) 第139条 [略] 2～4 [略] (請願の委員会付託) 第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、<u>常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなす</u>。 (紹介議員の委員会出席) 第142条 [略] 2 紹介議員は、前項の要求が<u>あつた</u>ときは、これに応じなければならない。 3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で<u>当該委員会に出席することができる。</u>	用いないで会議に<u>諮って</u>決める。 2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。 (請願書の記載事項等) 第139条 [略] 2～4 [略] 5 <u>請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u> 6 <u>議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> (請願の委員会付託) 第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u> 2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなし、それぞれの委員会に付託する。</u> (紹介議員の委員会出席) 第142条 [略] 2 紹介議員は、前項の要求が<u>あつた</u>ときは、これに応じなければならない。 3 前項の場合において、<u>那覇市議会委員会条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</u> 4 <u>前項の紹介議員が、オンラインによる方</u>
---	--

(請願の審査報告)

第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)～(2) [略]

2 [略]

(陳情書の処理)

第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(資格決定の審査)

第149条 前条の要求については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第150条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1)～(2) [略]

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 [略]

(陳情書の処理)

第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(資格決定の審査)

第149条 前条の要求については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー又は傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可又は提示許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の提出)

第160条 [略]

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は第113条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(協議等の場の開催方法の特例)

第167条 [略]

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布又は掲示するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(電子画像等の投影許可)

第157条の2 議場又は委員会の会議室において、電子化された画像等をモニター等に投影するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の提出)

第160条 [略]

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項又は第113条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(協議等の場の開催方法の特例)

第167条 [略]

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

(電子情報処理組織による通知等)

第169条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識

することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては

認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、

	<u>「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</u> <u>(電磁的記録による作成等)</u> <u>第170条 この規則の規定(第28条第1項(第74条において準用される場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。))が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u> <u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u> <u>第171条 [略]</u>
<u>第169条 [略]</u> 備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。